

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（短時間型通所サービス）料金表**

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」及びあなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、は以下のとおりです。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業（短時間型通所サービス）の利用料・・・基本部分及び加算の合計の額となります。

サービス名称	対象者	基本利用料(1回あたり)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)※	上限回数
短時間型通所サービス (緩和型サービス)	事業対象者 要支援1・2	3,183円	319円	637円	週1回程度 月5回まで
短時間型通所サービス (緩和型サービス)	要支援2相当の事業 対象者、要支援2	3,183円	319円	637円	週2回程度 月10回まで
入浴サービス※	事業対象者 要支援1・2	520円	520円	520円	1回に付

※入浴サービスは、ご利用時にオプションとしてご利用いただけます。

※利用者負担金について、一定所得以上の方は2割負担となります。

（2）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき200円の延長料金をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

*** 食事の提供を受けた場合、1回に付550円（おやつ代込）の食費をいただきます。**

（3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	0円
利用予定日の当日	0円

（注）食費代については、利用予定日当日午前10時までの取り消しは料金をお支払頂く必要はありませんが、理由の如何を問わず午前10時以降の取り消しは550円をお支払頂きます。